

京都市告示第469号

平成27年3月31日京都市告示第656号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成27年12月1日から次のように改めます。

平成27年11月30日

京都市長 門川 大作

「

勧修寺北市営住宅	第2棟	101号, 106号, 201号, 305号及び 406号	0.9396
		その他	0.8196

」

を

「

勧修寺北市営住宅	第2棟	101号, 106号, 201号, 203号, 305号, 307号及び406号	0.9396
		その他	0.8196

」

に,

「

崇仁市営住宅	第33棟	202号, 204号及び902号	0.8922
		206号, 208号, 306号, 308号, 406号 から408号まで, 506号から508号 まで, 606号から608号まで, 706号 から708号まで, 806号から808号 まで, 906号から908号まで, 1006号 から1008号まで及び1106号から1108 号まで	0.7751
		207号及び307号	0.8951

		その他	0.7722

」

を

「

崇仁市営住宅	第33棟	202号, 204号, 401号, 902号及び904号	0.8922
		206号, 208号, 306号, 308号, 406号 から408号まで, 506号から508号 まで, 606号から608号まで, 706号 から708号まで, 806号から808号 まで, 906号から908号まで, 1006号 から1008号まで及び1106号から1108 号まで	0.7751
		207号及び307号	0.8951
		その他	0.7722

」

に,

「

川西市営住宅	第2棟	101号から105号まで, 201号から205 号まで及び207号	0.9006
		206号及び208号	1.0206
		305号, 402号, 502号, 504号及び 507号	0.9706
		その他	0.8506

」

を

「

川西市営住宅	第2棟	101号から105号まで, 201号から205	0.9006
--------	-----	-------------------------	--------

		号まで及び207号	
		206号及び208号	1.0206
		305号, 402号, 502号, 504号, 505号 及び507号	0.9706
		その他	0.8506

」

に,

石田東市営住宅	第1棟	101号から106号まで及び201号から 206号まで	0.8128
		305号, 501号, 504号及び505号	0.8828
		その他	0.7628

」

を

石田東市営住宅	第1棟	101号から105号まで及び201号から 206号まで	0.8128
		106号	0.9328
		305号, 501号, 504号及び505号	0.8828
		その他	0.7628

」

に,

石田東市営住宅	第3棟	101号, 102号, 104号から107号まで, 201号から205号まで及び207号	0.8128
		103号及び206号	0.9328

		303号, 401号, 404号, 502号及び507号	0.8828
		その他	0.7628

」

を

「

石田東市営住宅	第3棟	101号, 102号, 104号, 105号, 107号, 201号から205号まで及び207号	0.8128
		103号, 106号及び206号	0.9328
		303号, 401号, 404号, 502号及び507号	0.8828
		その他	0.7628

」

に,

「

石田東市営住宅	第7棟	101号, 103号から106号まで, 201号 から203号まで, 205号及び206号	0.8128
		102号及び204号	0.9328
		405号, 505号及び506号	0.8828
		その他	0.7628

」

を

「

石田東市営住宅	第7棟	101号, 103号から105号まで, 201号 から203号まで, 205号及び206号	0.8128
		102号, 106号及び204号	0.9328
		405号, 505号及び506号	0.8828
		その他	0.7628

」

に,

「

深草市営住宅	第3棟	107号及び204号	0.9405
		301号及び306号	0.8905
		302号から305号, 307号及び308号	0.7705
		その他	0.8205

」

を

「

深草市営住宅	第3棟	106号, 107号, 204号及び205号	0.9405
		301号及び306号	0.8905
		302号から305号, 307号及び308号	0.7705
		その他	0.8205

」

に,

「

田中宮市営住宅	第1棟		0.7616
---------	-----	--	--------

」

を

「

田中宮市営住宅	第1棟	303号, 307号	0.8816
		その他	0.7616

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)